

第3章 大学の特許戦略

3.1 大学の使命と知的財産活動

2002年7月に発表された知的財産戦略大綱には、知的財産立国に向けて、大学の使命として、知的財産の創造、活用、教育・人材の育成が求められている。

従来、大学の使命としては、教育および研究と言われてきたが、最近では第三の使命として、社会貢献が求められてきている。しかしながら、教育も研究も社会貢献であり、この社会貢献とは産学連携や技術指導など大学の有する知を社会に還元していくことを意味していると考えられる。

大学が推進すべき、知的財産活動は、これらの使命に沿ったものでなければならない。

大学の特許取得・活用戦略は、大学の研究を推進し、社会貢献に役立つものでなければならない。また、知的財産の取得や活用は大学の教育の使命に直接貢献するものではないが、逆に大学で知的財産に関する教育を行うことが現在社会に求められていることであり、まさに社会貢献としての大学の使命である。

知的財産立国を目指し、2002年7月に発表された知的財産戦略大綱では、大学の知的財産活動に重要な役割を与え、大学が知的財産活動を積極的に行うための多くの推進目標を定めている。

この中で、大学の役割として、「大学は、企業の研究開発では生まれにくい創造的な発明を生み出し、それらを社会へ還元する役割を担うべきである」としている。

推進目標として

- ・世界的なレベルの研究開発を進め、より速やかに知的財産を生み出していくための環境を整備する
- ・生み出された成果を権利化し、社会に還元するシステムの確立する
- ・教員の意識改革を行う
- ・研究者の業績の評価に、知的財産の創造やその成果の移転、普及活動の実績に配慮する
- ・全国数十か所の主要な国公立大学において「知的財産本部」の整備を2003年度までに開始する

ということがあげられ、以後この戦略大綱に基づき、毎年、知的財産推進計画が発表され、実行に移されている。

2005年に発表された知的財産推進計画2005の推進内容によると、大学での産学連携の推進に関して

- ・研究、教育、産学官連携等のそれぞれの任務について、勤務形態の柔軟化と学内における適切な業務分担
- ・大学の評価や資源配分を行うにあたり大学における産学官連携活動にも留意
- ・大学等に対し、中小企業を始めとする企業に対する共同研究や技術指導などを研究者の

職務と位置付け、それを研究者の評価対象とすること
等が、あげられている。

また、知的財産意識の向上と知的財産人材の育成に関して

- ・大学等において教職員の知的財産意識を高めるための知的財産や産学官連携に関する研修等の取組を支援
- ・大学等において知的財産に係る契約や法務に関する問題への適切な対応を図るため、知的財産に詳しい弁護士の活用や、企業等の法務経験者やライセンス交渉の実務経験者等を確保

等を推進すると発表されている。

以上のように現在国は全力をあげて、大学での知的財産の推進に取り組んでいる。

しかしながら、このような動きに対して、一部批判的な意見も出ている。

例えば、2006.1.30 付け日本経済新聞の記事「大学特許が革新を妨げる」によれば、

- ・国費の成果は公開を基本にすべきであり、「国の研究予算で得られた成果は特許化しても誰もが安価な値段で使えるようにすべきだ」として、大学が基礎的な研究成果の特許化を進めすぎると技術革新の妨げになることを懸念している。

また、一部大学研究者から次のような声も聞かれてくる。。

- ・特許出願の後までは学会発表されなくなり、しかも学会発表では肝心のところはぼかして発表するようになってきた。
- ・公共財としての学問的知識はどうやって担保したらよいか。
- ・国費で維持されている国立大学法人の私的権利の主張に十分な社会的根拠が存在するか。
- ・産学連携による守秘義務の結果、成果の公開が遅れる。
- ・大学発明の大部分は職務発明なのだろうか。

このような意見は、大学の特許問題に限らず、独占を認める特許制度の基本的な問題である。例えばエイズの治療薬に特許があるために、発展途上国の貧しい人々は高額な薬を使うことができないなど人道上の問題も絡んでくる。

特許制度は、独占の弊害よりも独占権というインセンティブを与え、産業の発展を重視したものであるが、極端な場合は調整が必要である。日本の特許法においても 93 条に、公共の利益のための通常実施権の設定の裁定の規定もある。実際にはこの規定の適用事例はまだほとんどないようであるが、最終的には法的な手段は残っている。むしろ現実的に大学の特許で技術革新を妨げるかということになると、一部バイオ分野などを除けば、あまり心配ないように思う。

我々の研究は上記意見があることを考慮しながらも、現時点では大学での知的財産活動の推進が社会の発展に役立つとの理解のもとに進めた。

3. 2 大学として取るべき特許

大学としては、以下のカテゴリーの特許を取得していくべきである。

①実用化に結びつく可能性のある基礎研究・基盤研究から生まれる基本特許

現在大学に求められているのは、基礎研究・基盤研究であり、そのような研究の中から将来、実用化に結びつく可能性のある特許を取得する必要がある。このような中から、基本特許が取得できる可能性が高い。

大学で生まれた基本技術は特許を取ると共に、実用化に向けた技術開発をしなければならない。この開発のためには企業との共同開発が必要である。

②実用化過程で、開発された有用な技術についての単独及び共有特許

①で成果が出た場合、企業と共同研究・開発を行う。この過程で多くの新技術が開発されるので、これらについての特許を取得する。これによって、大学と企業との共有権利や大学単独権利を取得することができる。

③技術移転に結びつく特許

企業から受託研究、共同研究を積極的に受け、大学の技術の活用を図る。この場合は基礎技術よりも短期間に実用化に結びつく技術が中心になる。特に中小企業では技術開発の意欲はあるが自己のみでの開発は困難であり、大学の技術に期待している。またベンチャーを立上げることも可能になる。このような技術については積極的に特許を取得すべきである。企業に技術移転をする場合、特許権で保護された技術は受ける企業にとっても有用であり、移転技術の価値を高める。特に地方大学にあっては、その地方での大学に寄せる期待は大きい。従って、大学においては、基本的な特許だけではなく、このような技術移転に結びつく特許も取得すべきである。

以上のような特許を取得することによって、大学は企業と共同研究を行うに際して、基本技術の特許及びノウハウを一括して相手企業にライセンスし、それにより、実施料収入を得ることができる。

また、実用化開発の段階で取得する単独及び共有特許を含めて、大きな特許ポートフォリオを築き、これらを相手企業あるいは第三者企業にライセンスすることによって、ライセンス収入を得られるとともに、社会貢献を果たすことができる。

3. 3 大学有力特許事例調査

大学で有力特許を取得するにはどのようにすればよいのか、過去の成功事例についての事例調査を行った。

3. 3. 1 調査対象

過去に産学官連携功労者表彰を受賞した成功事例の中から、研究テーマならびに関連特許出願件数を考慮して選択し、最終的には以下の3件を対象とすることにした。

- ・平成15年度産学官連携功労者表彰を受賞した、名古屋大学名誉教授 赤崎勇氏の「青色発光デバイス」に関する研究
- ・同じく、平成15年度産学官連携功労者表彰を受賞した、松本歯科大学大学院教授 新井嘉則氏の「デジタルパノラマX線CT装置」に関する研究
- ・平成16年度産学官連携功労者表彰を受賞した、東京大学先端科学技術研究センター教授 渡部俊也氏の「光触媒」に関する研究

3. 3. 2 調査結果

上記3件の研究に関し、発明者になっている特許出願を抽出し、出願人および内容を分析した。

①名古屋大学名誉教授赤崎勇氏「青色発光デバイス」

- ・赤崎氏は、青色LEDの製造に必要なGaN（窒化ガリウム）の生成に関する研究で画期的な成果をもたらした。この成果は、日亜化学工業に在籍していた中村修二氏の実用化研究にも大きな影響を与えた。
- ・特許データベース検索で、発明者に「赤崎勇」が含まれている出願を検索したところ、1966年～2005年にわたり、262件が抽出された。この中から半導体に関連すると思われる207件を対象に分析を行った。
- ・松下電器在籍時代、名古屋大学教授時代および名城大学教授時代の節目に対応した出願件数の節が見受けられる。各時代の当初においてはプロセス・イノベーションの比率が多く、次第にプロダクト・イノベーションに移行している。
- ・また、名古屋大学教授時代からは、豊田合成株式会社と共同することで製品化に向けた発明が数多く成されている。
- ・名城大学教授時代に入っては、大阪瓦斯と共同して火災センサとしてのデバイス研究も手がけている。
- ・数多くの分割出願を行うことで権利の幅を広げることに努め、競合他社に対する優位的立場を確保した。

②東京大学先端科学技術研究センター教授渡部俊也氏「光触媒」

- ・渡部教授は東陶機器に在籍中から光触媒に関する研究に従事しており、大学に移籍後も光触媒の分野で熱心に研究を続行している。

- ・特許データベース検索で発明者に「渡部俊也」が含まれている出願を検索したところ、223件が抽出された。この中から光触媒に関連すると思われる191件を対象に分析を行った。
- ・東陶機器は光触媒の親水作用を活用したあらゆるアイデアを可能な限り特許出願してライセンス活動のための特許網を構築した。概念特許、概念の具現化特許、用途に関する特許など、原理から応用まで幅広い特許網が構築されている。
- ・渡部俊也教授が発明者として含まれる特許をながめると、東陶機器在籍時代の特許および大学に移籍後の特許に関しても分割出願を積極的に行い権利の幅を広げることに努めている。特に東陶機器時代の特許に関してはその意図が顕著である。

③松本歯科大学大学院教授 新井嘉則氏「デジタルパノラマX線CT装置」

- ・新井教授は日本大学在籍中に歯科用小型CTの開発を行った。これまでのフィルムでのX線パノラマ撮影に代えて、デジタル処理にてパノラマX線撮像を可能とする装置である。1997年に試作機を完成させ、同大学付属歯科病院での臨床応用を経てモリタ製作所に技術移転された。
- ・特許データベース検索で発明者に「新井嘉則」が含まれている出願を検索したところ、29件が抽出された。また、技術移転先であるモリタ製作所の全出願件数は638件であり、この中からデジタルパノラマX線撮像に関する24件の出願を抽出した。
 なお、モリタ製作所の単独出願であっても発明者として新井教授が含まれている出願が10件ある。また、日本大学の単独出願は見当たらず、日本大学とモリタ製作所との共同出願が8件ある。デジタルパノラマX線撮像に関し、発明者が新井嘉則及び出願人がモリタ製作所である案件の論理和集合結果である32件を対象に分析を行った。
- ・32件の発明を、画像処理、性能向上、操作性、利便性、小型化の各カテゴリを設けて区分すると、原理研究に属する画像処理のカテゴリでは、ほとんど全ての発明に新井教授が関与しており、使い勝手に関する操作性・利便性のカテゴリではモリタ製作所単独の出願が多くなっている。また、上述のごとく、モリタ製作所の単独出願であっても新井教授が発明者として含まれる出願が24件中10件ある。

3.3.3 大学発明成功事例の成功要因

大学の研究成果を特許で保護・活用するためには下記の観点での考察・実行が必要であるように思われる。

- ・研究分野にもよるが、原理研究成果にとどまることなく、その応用研究あるいは商品化研究までの視野に据えた取り組み
- ・研究成果を特許出願の形で適切に保護しようとする姿勢（あるいは研究成果を誰でも自由に利用できるようにするための発明の積極的に解放する姿勢）
- ・特許出願した内容をレビューして、その時代の動向あるいは他社動向をにらみながらクレイムを修正するなり、別の有用な発明が含まれている場合には分割出願を行うことによる強固な特許網の構築

- ・商品化など、大学の研究だけでは手に負えない場合には産業界との共同作業を押し進めることでお互いの得意分野を生かした研究成果の活用

3. 4 発明の創出とインセンティブ

特許取得の第一歩は発明の創出から始まるが、発明が創出できる基盤づくりが大切である。特にこれまで、特許取得にあまり関心のなかった大学の研究者に対しては、何故特許を取得しなければならないかという啓蒙及び特許取得のインセンティブが重要である。

3. 4. 1 発明の創出

発明の創出のためには、知的財産部員とTLOの担当者が、大学の研究室を訪問し、特許の教育啓蒙を行いながら、研究成果を聞き出すという作業が基本である。実際には高度の専門性を有する分野に対応することはかなり困難な点もあるが、真に自分の技術を良く理解している研究者はその技術について判りやすく説明をすることができるものである。また自己の発明がどのような分野に応用でき、どの企業に持ち込めば、実現可能であるなども説明可能であろう。現状ではこのような研究者は限られており、今後自己の研究の将来性などよく理解している研究者を増やしていく必要がある。そのためには現在企業で行われている、特許マップを利用した技術動向調査などを各研究者が行えるようなサポートが必要になってくると考える。

一方、知的財産本部やTLOとしては、大学の研究室で、どのような研究が行われているか把握しておき、実用化可能性の高い研究室については定期的に訪問するなどすべきである。

3. 4. 2 大学研究者へのインセンティブ

特許の取得は企業の研究者にとっては重要な業務であり、特許は研究者としての重要な評価ポイントになっている。

しかしながら、大学の研究者にとっては特許が業務とは考えられていない。すなわち大学は特許をとらなくてもあまり困らない。この点が大学での特許の取得上でのネックになっている。従って、今後、大学での特許取得の推進のためには、企業以上のインセンティブが必要と考えられる。インセンティブとして、以下の3つが考えられるが、1項のお金よりも、2項、3項の方が効果的と思われる。

①発明補償金の支払い

大学は自己実施しないので、ライセンス収入あるいは譲渡収入が対象になる。現在各大学で決めている発明補償金についてみると、各大学とも実施料収入の30~50%が発明者に支払われる規定になっており、企業の発明者に比べて、支払い比率は1桁多い。しかしながら自社の実施に対しても支払われる企業の発明者に比較すると、支払われる機会は非常に少ない。

②個人業績への評価

現在、研究者の業績評価は主として学会発表論文で行われている。国も今後特許を評価項目として入れるように、各大学に提案しているが、現状ではまだ浸透していない。今後

評価を上げる必要がある。

③研究資金の確保

大学の研究者にとっての一番のインセンティブは研究資金が豊富に使えるようになることと考える。研究資金が豊富であれば、優秀な助手を雇うこともでき、更に研究が加速できる。特許を柱とした産学連携の推進、政府資金の確保など特許が研究資金確保に有効に機能するようになれば、一番のインセンティブではないかと思う。

3. 5 権利の承継

大学の研究から生まれた発明に対して、職務発明という概念が導入された。これらの発明がはたして特許法 35 条で定義される職務発明になるのかという点については若干の疑問もあるようであるが、大学の施設を使用し、大学に雇用されている以上、職務発明としての扱いは適当であると考ええる。

次にこの発明に対して、多くの大学は原則として機関帰属とすることを決めている。しかしながら、実際に大学が権利を承継するかどうかは別途決定し、承継しないものについては、発明者に返還している。また一部大学では、ほとんど承継しないというところもある。この扱いは企業とは異なっている。企業では、すべて権利を承継し、発明者に返還することはない。例え特許出願しない場合でも、ノウハウとして秘密に保持するとか、逆に公開して、他社の同様の発明の権利化を阻止するようにしている。しかしながら、自ら事業を行っておらず、防衛が必要ない大学にとっては、発明者への返還が適切だと考える。

3. 5. 1 権利承継の判断基準

日本より歴史の古い米国大学ではどのような基準で、権利を承継するかどうか決めているのであろうか。

ある米国大学関係者は次のような説明をしてくれた。

- ・ Invention Disclosure があつたときに承継するかどうかの判定基準は
 - ①発明者の人を見る。Qualified された人かどうか
 - ②Track Record. 過去の実績
 - ③Faculty member が企業に訊く、等
- ・ MIT における採択基準は、①有効な特許になるか、②Licensee が見つかる可能性が高いか、で決めており、市場の大きさについては極端に小さい場合を除いてあまり重要視しない。

このように、容易にライセンス可能な特許について、権利を承継するようにしている。

今後日本の大学で、権利を承継する場合の基準は、米国同様ライセンス可能性が重要であるが、大学の使命に合った権利承継基準を採用すべきである。

権利承継基準としては、「3. 2 大学として取るべき特許」が適当と考えるが、実際に大学が承継するかどうかの決定に当たっては、個々の発明を評価して決定することになる。従って、発明評価方法の明確化が重要である。但し、実際に、どの程度まで承継するかどうかはポリシーや負担可能費用による。

3. 5. 2 電気通信大学における権利承継判断プロセス

①評価委員会

発明等の知的財産を評価・判定する評価委員会を知的財産本部に付属して設置。知的財産本部責任者、知的財産マネージャー、TLO役員等などから構成している。

②大学承継評価基準

大学が承継する発明を以下の3種類に分類して出願を行う。

この中でA0に分類されるものの承継の判断はTLOの意向が重んじられ、直ちにTLOが移転活動を開始する。

A1、B、Cは大学の判断によるところが大きい

発明A：直ちに技術の移転または特許(特許を受ける権利)の移転が可能な発明

発明A0：大学単独特許出願でTLO独自判断で移転可能な発明

発明A1：大学と企業等との共同特許出願で移転等にあたり共願先の同意が必要な発明

発明B：直ちには技術移転または特許(特許を受ける権利)の移転が困難だが、将来社会に大きなインパクトを与えられることが期待される発明

発明C：大学発ベンチャーに供せられる発明

③リエゾンミーティング(毎週1回定例)

知的財産本部メンバー・TLO技術移転担当者全員による個別案件の情報交換と方針決定のための会議。この結果が評価委員会に反映される。知的財産本部とTLOは同じ建物の中で業務している。

④研究室訪問

研究室訪問、打ち合わせ等は知的財産本部とTLOメンバーが可能な限り共同で行う。

⑤教員特許全出願調査

電気通信大学の現教員全員の過去20年に亘る特許・実用新案出願を調査。

これにより特許出願経験有無、出願の内容が分かり、啓蒙活動、発明指導の要否を把握。

⑥研究協力課との連携

研究協力課に知的財産専門担当者を置き、発明評価・承継判断等の事務を担当。(これ以外にも予算、契約等、大学の事務局と関連が深い事務をすべて担当)

3. 6 権利の取得

大学では発明者からの提案書を受けて、出願処理を開始する。

まず、発明について、特許性及び承継基準に合致しているかどうか調べ、大学として権利を承継するかどうか決定する。

権利を承継しないものについては、発明者に返還する。

3. 6. 1 十分な発明内容の開示と特許調査

この過程で、先行技術調査が必要になる。出願件数の多い大学では自前で検索ツールを準備しているが、出願件数の少ない大学では、各大学での共同利用を図るなどの方向が今後必要になってくるのではないかと思う。

本来、発明者自身が先行技術を調査し、十分に発明内容を開示した発明届出書を書くべきであるが、現状では十分でない。今後これらについて教育していく必要があるが、一気にはいかない。

これの解決策として、山口大ではインストラクター制度を設けている。これは学生に特許調査方法や明細書原稿の作成方法を予め指導しておき、研究者からの特許出願提案があった際に、この教育を受けた学生にその発明の先行技術調査や発明原稿の作成を有償で手伝ってもらおうという制度である。これは学生に対する教育になると共に、発明内容充実化にも役立ち、知的財産経費の削減にもつながるというシステムと思う。

3. 6. 2 特許法30条の新規性喪失の例外規定を使わない原則

早く各大学の出願が特許法30条の新規性喪失の例外規定を使わないようにするべきである。多くの企業ではこの原則で進めているが、現状の大学出願はこの規定を使っているものが多い。大学の優秀な発明がこの規定を使うとヨーロッパでは特許が取れなくなることを、もっと学内に周知するべきであろう。ただ特許よりも学会発表の優先という現状の大学の環境ではなかなか困難と思うが、早く特許優先の環境を作りたいものである。

3. 6. 3 外国出願の重視

国からの税金で運営している大学にあつては、国内特許よりも外国特許を優先すべきだと考えている。なぜなら国内特許を取った場合、権利行使する相手はほとんど税金を支払っている国内企業ということになる。外国特許を取って、外国企業からの実施料収入を増やすべきと考える。

外国出願には取得費用が国内出願に比べて高くつくという問題があるが、現在JST(科学技術振興機構)から補助金が出されており、ほとんど費用的な心配はない。ただ、外国から実施料を取れるような良い発明を多数生み出していく必要があるということである。

JSTの補助金については今後も是非継続していただきたい。

3. 6. 4 米国の仮出願制度の活用

米国では、仮出願制度がある。これは出願するときに特許明細書としての形式を備えていなくても、大学の場合 100 ドル（2006 年現在）という非常に安い額で出願を受理し、1 年以内に本出願すればよいという制度である。米国大学ではこの制度を利用しており、仮出願から 1 年以内にライセンシーが見つからない場合、本出願をしないという運用をしている大学もある。

3. 7 権利の活用

大学における権利活用の方法は企業とは相違したものになる。企業は特許を利用して利益を上げることがすべてであって、したがって、2. 2で説明したように、競合企業の参入を阻止、実施料収入を獲得、クロスライセンス、他社からの特許攻勢への抑止力などとして活用している。これらの活用の際、使用されるのは主として登録された権利である。

一方、大学での活用は、企業へのライセンスによる実施料獲得に限られているが、大学は単に実施料収入で利益を上げることが最終目標ではなく、大学の技術、ノウハウ、特許を社会に還元して、社会貢献を果たすことを第一の目的にすべきである。そのため、大学の発明については、できるだけ速やかに企業に開示し、企業で実施してもらうようにすべきであり、従って、登録前の権利が中心となる。

3. 7. 1 出願前の発明開示手法

大学の場合には特許を出願する前にその発明の概要を企業に開示してその発明の価値についてのコメントを貰うという行為を行う場合がある。これは大学単独ではその発明の評価を正しく行うことが困難であることが多く、止むを得ず企業に発明の内容をある程度開示して意見を聞き、特許出願を行うかどうかを決めたいという大学側の都合がある。無駄な特許出願をなるべく少なくして経費を節約したいという大学側の台所事情があるが、米国のような先発明主義、仮出願制度がある場合にはある程度は大学の権利が保護されるが、日本の特許制度の下ではこの問題は簡単ではない。

この場合、技術情報開示契約書を大学と企業間で締結すべきである。この雛形について、検討したので、添付する。

しかし、未出願の発明の開示を受けつけない企業もある。それは、開示された内容と同じようなアイデアを、企業側も独自でもっている可能性も高いわけで、後日発明の冒認問題でのトラブルを回避するために、このような方針を採っている。その場合は、とりあえず、特許出願或いは米国の仮出願を行って、機密保持義務をなくした形で、企業に開示することになる。

参考資料

技術情報開示契約書

国立大学法人電気通信大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が乙に開示する技術情報に関し、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙に対し、別紙「技術情報目録」に表示された技術情報（アイデア）（以下「本件技術情報」という。）を開示し、乙は甲との間で、共同研究契約・受託研究契約・ライセンス契約・譲渡契約の契約締結可能性を検討する。

（検討結果の回答）

第2条 乙は、甲から開示された本件技術情報を検討し、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、甲に対し本件技術情報につき、文書をもって次のもののうち一を選択して回答する。ただし、上記期限は、甲乙合意の上延長できるものとする。

- 一 知的財産権の譲渡契約の締結
- 二 ライセンス契約の締結
- 三 共同研究契約の締結
- 四 受託研究契約の締結
- 五 上記各号の何れも希望しない旨の表明

2 甲及び乙は、乙が前項一ないし四の各契約の締結を選択したときは、甲乙協議の上別に定めるそれぞれの契約を締結する。

（回答がないときの措置）

第3条 甲は、乙が同条第1項の期限までに前項に定める回答をしないときは、本件技術情報を乙以外の第三者に開示することができる。

（秘密保持義務）

第4条 乙は、本件技術情報及び甲との接触交流により知り得た甲の秘密情報（以下両者を併せて「本件秘密情報」という。）を、甲の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。ただし、次のものは秘密保持対象から除外する。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、乙の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、本件目的以外に本件秘密情報を使用しないものとする。

(秘密事項の管理及び義務)

第6条 乙は、本件技術情報の管理について、取扱い責任者を定めて甲に通知する。

- 2 乙は、本検討に携わる従業員に対してのみ、本件秘密情報を開示するものとし、開示に際し、本件秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示しなければならない。

(契約期間)

第7条 本契約は、契約締結の日から本件目的が終了し、第2条第1項一ないし四号の各契約が締結される日又は平成〇〇年〇〇月〇〇日のうち早く到来する日までとする。ただし、甲乙合意の上、延長できるものとする。

(有効期間)

第8条 前条の規定にかかわらず、第4条、第5条及び第6条の規定は、本契約の終了の日から5年間有効に存続するものとする。

(契約終了時の措置)

第9条 乙は、本契約が終了した場合、直ちに本件秘密情報の全てを甲の指示に従って返却又は破棄しなければならない。

(協議)

第10条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 東京都調布市調布ヶ丘1丁目5番地1

国立大学法人電気通信大学

契約責任者

理事 ○ ○ ○ ○ 印

(乙) 住所

〇〇〇〇〇

○ ○ ○ ○ 印

3. 7. 2 効果的な大学権利の活用方法

大学でのライセンス業務は知的財産本部或いはTLOが担当しているが、本来ひとつの発明については、特許出願を担当した人がライセンス活動を行うのが効率的である。このようなやり方をしている大学もあるが、一般的には権利取得は大学の知財本部で、ライセンス活動はTLOと分かれている場合が多い。この場合、TLOの担当者が知的財産本部担当者と一緒に、発明の発掘活動を行うとか、知的財産本部とTLOとの密接な連携が必要である。

電気通信大学の場合、TLOと知的財産本部の担当が一緒に或いは連携をとりながら、発明発掘のための研究室訪問を行っており、また毎週一回リエゾンミーティングという両部門の連絡会が開かれている。

権利活用については、大学での発明或いは開発技術を、もっとも興味を持つと思われる企業とコンタクトすることから始まる。

この企業を如何に見つけることができるか。先行している米国大学関係者の見解によれば、一番成果の出るのは、発明者である研究者から聞くことであるとのことであった。

これは当然と思うが、現状ではこの質問にまだ十分答えられない大学研究者も多数存在するようである。研究者は自分の研究技術の社会での位置づけや関係企業など十分に把握して、研究を遂行すべきと考える。このために特許マップなどの活用について広く学内に啓蒙していくことが必要である。